

国民健康保険に加入されている方

国保税は納期内に納めましょう

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

国保税は、安心して医療を受けるために欠かせない大切な財源です。期限内の納付にご協力ください。

■国民健康保険とは

国民健康保険（以下「国保」）は、加入者の皆さんが税を出し合い、病気やけがのときに安心して医療を受けられる「助け合い」の制度です。

皆さんから納めていただく国保税は、医療費を支える大切な財源となっています。

納付が遅れると、医療制度の安定した運営に影響を及ぼすことがあります。

国保制度をみんなで支え合うためにも、納期限までに忘れずに納付をお願いします。

■国保税を滞納すると

災害などの特別な事情がなく保険税の滞納が継続した場合、特別療養費の支給対象となることがあります。

特別療養費の支給対象となった場合には、受診時に医療費の全額（10割）をお支払いすることになります。

申請により保険給付分が後日支給されますが、経済的・事務的な負担が生じます。

■納付相談を行っています

やむを得ない理由で国保税の納付が難しい方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに収税係（☎77-3916）までご相談ください。

■会社の保険に入ったら

就職により社会保険などに加入して国保をやめるときは原則14日以内に届け出が必要となります。

届け出を行わないと、国保税と社会保険料が二重にかかってしまう場合がありますので、国保年金係までご連絡ください。

※マイナ保険証をお持ちの方でもこれまでどおり健康保険の切り替えは必要です。

■問合せ

資格・給付について
国保年金係 ☎77-3913

国保税の納付について
収税係 ☎77-3916



国民年金保険料を納めている方

社会保険料控除の対象となります

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。控除を受ける方は、必要な手続きを忘れずに行ってください。

■控除について

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

■控除の対象

1～12月までに納められた保険料の全額が控除されます。（過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます）

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様など）分も支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

■控除証明書は大切に保管を

本年中に納付した保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに保険料の支払いを証明する書類の添付が必要となります。

1月1日～9月30日までの間に保険料を納付された方には、10月下旬～11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。

申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※10月1日～12月31日までの間に、今年初めて保険料を納められた方には、令和9年2月上旬に送られる予定です。

■問合せ

千葉年金事務所
☎043-242-6320
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004



社会保険に加入している被扶養者の方

巡回特定健康診査のお知らせ

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

社会保険の被扶養者を対象に、巡回特定健康診査を実施します。対象の方は、この機会にぜひ受診してください。

■健診日時 12月1日㈫

■受付時間 午前9時30～11時15分

■会場 芝山町役場南庁舎

■持ち物

・受診券（受診券は、加入中の社会保険にご確認ください）

・健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか

■対象者 健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）などに加入している**被扶養者**

※国保加入者は対象外です

■健診内容 特定健康診査

■問合せ 詳細は、加入している社会保険へ問い合わせください。



個別健診を受けていない方

個別健診のお知らせ

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

町では医療機関で受診できる個別健診を実施しています。

まだ健診を受けていない方はこの機会に受診しましょう。なお、令和8年度中に集団健診または人間ドックを受診している方は、対象外です。

■受診までの流れ

①保健衛生係に申し込み
②町から受診票が届く
③医療機関へ予約
④受診票などを持参し、受診

■申込期限 12月20日㈰

■問合せ

・がん検診について
保健衛生係 ☎77-1891

・特定・後期健診について
国保年金係 ☎77-3913

※契約医療機関や健診内容についての詳細は、町ホームページをご覧いただくか問い合わせください。

滞納がある方

千葉県下一斉滞納整理強化期間

問 町民税務課 収税係 ☎77-3916

10～12月までの3ヵ月間を『千葉県下一斉滞納整理強化期間』とし、滞納者に対する徴収対策を強化します。

私たちが利用する公園・学校などの公共施設、教育・福祉といった公共サービスは、皆さんが納めている税金で支えられています。多くの方は納期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、町の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。

■徴収対策の例

・文書催告や勤務先などへの財産調査
・自宅などの捜索
・給与や預貯金などの差押
・自動車のタイヤロック

パスポート（旅券）の申請受付・交付を開始

問 町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

令和9年1月4日㈪から、パスポート（旅券）の申請・受け取りが芝山町役場でできるようになります。

■場所 戸籍係

■詳細 詳細につきましては、広報しばやま12月号でお知らせいたします。

千葉県収入証紙の販売を終了します

問 出納室 ☎77-3904

千葉県による収入証紙制度の廃止により、芝山町役場窓口での収入証紙の販売は令和8年12月28日をもって終了いたします。廃止に伴う、変更内容の詳細につきましては、千葉県のホームページをご確認ください。

なお、購入した千葉県収入証紙は、令和9年12月末日で利用終了となりますのでご注意ください。